

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第36－21－00031号		
件 名	石山東配水池ほか流入調節弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 5月 7日		午前10時 00分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,035,000 円	主 管 課	36 配水センター
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000109800 (株)クボタ建設 東京支社		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株)クボタ建設 東京支社		1,850,000					決定
(備考)							


a 0 7 3 6 2 1 0 0 0 3 1 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 石山東配水池ほか流入調節弁整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社クボタ建設 東京支社
- 3 特定理由
本修繕は株式会社クボタが製造した電動弁の整備である。
弁の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、製造者である株式会社クボタからバルブ設備技術の継承を受けている唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第____号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 水道局八軒庁舎自動扉駆動ユニット更新修繕
- 2 業 者 名 ナブコシステム株式会社 札幌支店
- 3 特定理由 本件で更新する駆動ユニットは、自動扉の制御及び動作を担う重要な部品である。
当該業者は、本修繕の対象である自動扉設備のメーカーである。
修繕はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でない。
したがって、この修繕を遂行するための実施体制が確立している
上記業者以外の者が施行することは不可能である。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第____号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 真栄ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕

2 業 者 名 株式会社 荏原製作所 北海道支社

3 特定理由

本修繕は株式会社荏原製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。